

教育・保育給付認定申請及び保育施設等利用申込に係る承諾書

○ 教育・保育給付認定申請及び保育施設等利用申込について

No	項目
1	書類の不備は受付ができませんので、期限までに必ず準備し提出してください。また、 保護者以外の方が提出する場合には委任状が必要となります。 申込み内容に虚偽の記載があった場合には、認定・利用承諾の取り消しとなります。
2	申込みは篠栗町に住民票を有するお子さんが対象です。保育施設等の利用開始希望日の前日までに、住民登録の異動手続きを行うこと（篠栗町に転入すること）ができなければ、申込みは無効となります。
3	保育の必要性を証明する書類により、保育の必要性及び必要量を確認し、認定を行います。必要な場合は勤務先や受託先などに内容を問い合わせることがあります。また、要件を満たさない場合は認定は受けることはできません。
4	申込み後に保護者の就労状況や家庭状況など、申込内容に変更があった場合には、こども育成課まで速やかに届出ください。
5	保育施設等利用申込は年度ごとに提出が必要です。在園児についても、 保護者の保育の必要性及び必要量の状況により継続して利用することができない場合があります。
6	保育施設等の定員を超えて申込みがある場合は、利用調整を行います。 利用調整の結果によっては、入所保留（待機）となる場合があります。
7	申込書配布時に同封している「利用案内」については、必ず通読してください。お読みいただいていることを前提に受付となります。

○ 保育所利用料について

8	保育所利用料（以下、利用料）は、世帯情報と世帯の市町村民税所得割額の合計により決定します。令和7年4月～令和7年8月分利用料は令和6年度所得割額、令和7年9月～令和8年3月分利用料は令和7年度所得割額で算定し、年度内で利用料の見直しがあります。 未申告や書類未提出などにより課税の状況が確認できない場合は、利用料を最高額（3歳以上児については副食費の徴収）で決定します。
9	利用料算定のため、市町村民税の情報（同居者を含む）及び世帯情報（住民基本台帳・児童扶養手当・生活保護等の台帳）、マイナンバー（個人番号）について、町が利用・閲覧（確認）することがあります。
10	算定基準年度の1月1日時点で篠栗町に住民票がない場合、住民票のあった市町村に課税情報を確認する必要があります。ご提出いただくマイナンバー（個人番号）を利用して確認しますが、取得した情報で利用料の算定ができない場合、申込者本人に算定基準年度の市町村民税課税証明書を直接提出いただきます。
11	修正申告等により課税額に変更があった場合には、こども育成課まで速やかに届出ください。
12	認可保育所の利用料は篠栗町が徴収します。毎月末（土・日・祭日の場合は翌営業日）に指定口座から引き落としさせていただきます。
13	認可保育所の利用料を滞納すると、督促状や催告書の発送、児童手当の特別徴収を行うことがあります。また、年度を超えて利用料の滞納が発生した場合は、収納課へ徴収事務を移管し、地方税の滞納処分若しくは裁判所を通じた強制執行の手続き（預金債権や給料債権等を差押え、強制徴収により滞納料金等に換価充当する）の例により、現年分も含めて利用料の処分を行うことがあります。

○ その他

14	感染症や災害対策等で保育施設等を臨時休園する場合があります。
----	--------------------------------

下記の署名をもって、上記すべての事項を確認・承諾し、書類を提出します。

令和 年 月 日

施設名 _____ 住 所 篠栗町 _____

児童名 _____ 保護者 (父) _____

(母) _____